

中間貯蔵 必要だけど

震災10年

検証

除染③

「双葉町」は迷惑施設建設の難題が突き付けられた日、そう悟った。

古里奪われる気持ち

県内の多くの自治体で除染が行われた。大橋は仮置き場への土壌搬入が進む中で、揺れ動いた気持ちがあったことを明かす。「福島がきれいになれば、福島を離れた人も戻ってくるはず。福島農産物のPRも胸を張ってできるんだよな」

国は14年5〜6月に全16回の住民説明会を開いた。だが、「丁寧な説明します」「お願いします」という押し付けだけ。かえって不信感だけが残った。地権者有志でつくる30年中間貯蔵施設地権者会長の門馬好春(63)「大熊町」は、ばっさり切り捨てる。

県が同9月1日に中間貯蔵施設の建設受け入れを伝達したことで、同月末には地権者向けの説明会も始まった。しかし、その場で示された用地の買い取り額は、仮

「中間貯蔵施設が福島復興には欠かせないのは分かっている」。先祖伝来の土地か、福島復興か。古里を追われた大熊、双葉町の住民が所有する土地の上にあるのは、慣れ親しんだ家でも畑でもない。除染土が日々運び込まれる中間貯蔵施設が広がっている。

「日本中探しても適地はうち(双葉郡)しかないと思ったよ。四季の移ろいを感じられた古里にはもう戻れないだろうな」。首相の菅直人(当時)が県庁を訪れ、突然、知事の佐藤雄平(当時)に中間貯蔵施設建設を要請した2011(平成23)年8月27日。大橋庸一(79)

見えない「県外最終処分」



除染土が運び込まれる中間貯蔵施設内の土壌貯蔵施設。元の町の風景は残されていない=2020年2月

置き場の原発事故前価格から算出したものと異なり、土地使用補償についても国内ルールから外れていた。「これでは理解できない」。

古里を奪われる気持ちをまるめて分かっていない」。門馬の不信感は強くなっていった。

「最長30年の「地上権」

協議の過程で政府は一時、候補地を国有化して公共事業価格で買上げる計画を示したが、住民の意見を踏まえ、最長30年間の「地上権」を容認。また、搬入開始か

ら30年以内に県外で最終処分を完了させることを明記した「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」も同11月20日に成立させた。

建設を容認した県と双葉、大熊

の両町は15年2月に搬入容認も国に伝えた。そして、同3月13日、除染で出た土壌が初めて大熊町の中間貯蔵施設に運び込まれた。

「懸念は『永遠の中間貯蔵施設』になってしまふのではないかということ」と大橋は言う。門馬は同会として、同法3条にある「福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする」を「30年後に完了するものとする」ことへの改定を求めている。

(敬称略)

【2面に関連記事】

■地上権 民法265条で定められた、他人の土地を使用する権利。中間貯蔵施設の建設では、2020(令和2)年12月末時点で、契約済みの1205のうちの、155件約206について地上権が設定されている。設定による補償として、土地価格を元に産出した地上権設定対価が地権者に支払われている。他の契約済み用地は、売買契約が交わされている。

土壌と草木類に分別

焼却灰は廃棄物貯蔵施設へ

震災10年
検証

中間貯蔵施設の敷地面積は約1600㊦。1月28日現在の集計によるとすでに運び込まれた除染土壌は約1036万立方㊦で、輸送対象物全体(約1400万立方㊦)の約74%となっている。【1面に本記】

置き場から運ばれてきた土壌は受け入れ・分別施設で草木や土壌に分けられる。土壌は土壌貯蔵施設へ。この施設では土壌を重機で運び入れて締め固める。二重の遮水シートが敷かれており、地下への浸透を防いでいる。雨水などにより発生する水は、集配水設備によって浸出水処理施設に送られる。貯蔵が完了した後には、上部を遮水シートで覆い、さらに土で覆う。草木類、除染土を包んでいた大型土のう袋の残り片などは減容化施設(仮設焼却施設、仮設灰処理施設)で処理される。焼却灰と集

法定の最終処分場

中間貯蔵施設に搬入され除染土などは、最終処分場へと運ばれることとなるが、処分場の制度設計はほぼ白紙状態だ。環境省は有識者の検討を踏まえて「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術

県外調査「知らない」80%

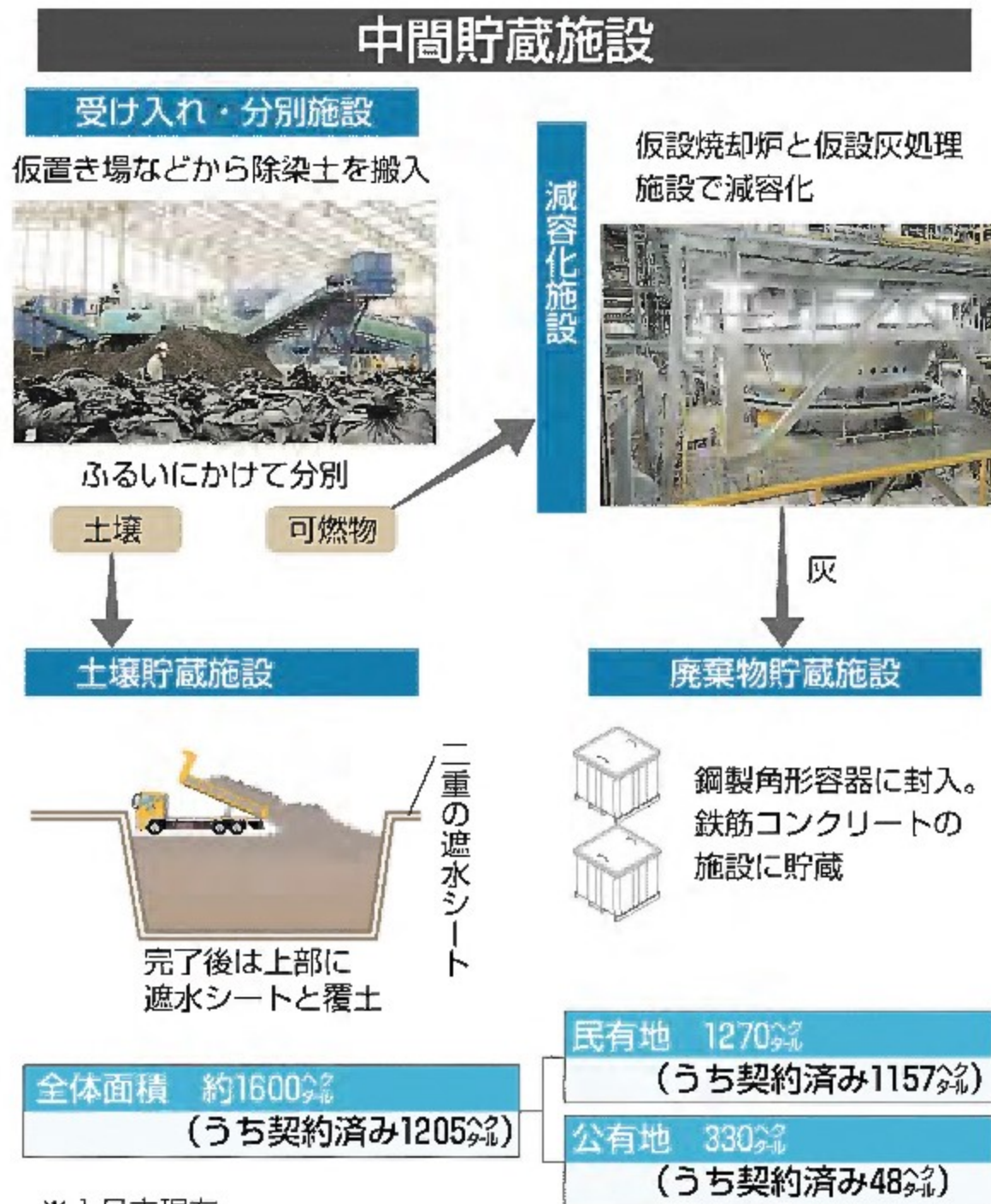
中間貯蔵施設に搬入された除染土などは、最終処分場へと運ばれることとなるが、処分場の制度設計はほぼ白紙状態だ。環境省は有識者の検討を踏まえて「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術

開発戦略」と工程表を策定した。減容化、再生利用の技術開発などの研究と、イベントでの情報発信などによる国民的な理解醸成を同時並行で進めている。ただ、同省が昨年行ったウェブアンケートでは、県外の回答者(3466人)で県外最終処分場が法律で定められていることを「聞いたことはないが、内容は全く知らない」「聞いたことがない」と答えた人が約80%に上った。この結果は、まだまだ多くの人が最終処分場を意

識していないことを浮かび上がらせている。中間貯蔵施設の設置年数は、搬入が始まった2015(平成27)年3月13日から数えて最長30年の45年3月12日まで。工程表では24年度に基盤技術開発を一通り完了するとしており、25年度からは最終処分場の方向性を明確にして、処分場整備や搬入を進める方針だ。

富岡には指定廃棄物処分場

中間貯蔵施設とは別に、富岡町には、県内の指定廃棄物を処分する国有埋め立て処分場(旧フクシマエコテッククリーンセンター)があり、2017(平成29)年11月17日に初めて指定廃棄物が運び込まれた。



じん装置で集まったばいじりは鋼製の角形容器に封入、廃棄物貯蔵施設に運ばれる。角形容器は内寸で幅1・3㊦、奥行き1・3㊦、高さ1・1㊦。1月末時点で、4162個が倒れないように固定した上で収められている。

※1月末現在